

第5期 第1回
冷凍空調規格委員会 議事録

1. 日時：平成30年8月3日(金) 10:00～12:00
2. 場所：高圧ガス保安協会 第3会議室
3. 出席者（順不同、敬称略）
委員長：功刀
副委員長：小口
委員：福田、飛原、松浦、大道、新海、阿保、坂口、新津、小田、五十嵐、
上原（健）
経済産業省：上原（義）
KHK：小山田、飯沼、市橋、鈴木
4. 配付資料
 - 資料1 冷凍空調規格委員会委員名簿
 - 資料2 第4期第3回（平成29年度 第1回）議事録（案）
 - 資料3 技術基準策定手順書の変更について
 - 資料3-1 規格委員会規程新旧対照表
 - 資料3-2 規格委員会規程及び技術基準策定手順書（変更案）対照表
 - 資料3-3 技術基準策定手順書（案）
 - 資料4 技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）（案）
 - 資料5 保安検査基準（KHKS 0850-4）及び定期自主検査指針（KHKS 1850-4）の改正
 - 資料6 冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-1 及び KHKS 0302-2）の改正
 - 資料7 冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-3）の改正及び同（KHKS 0302-5）の作成
 - 資料7-1 冷凍空調装置の施設基準 KHKS 0302-3 に係る意見を踏まえた原案の修正対照表
 - 資料7-2 冷凍空調装置の施設基準 KHKS 0302-5 に係る意見を踏まえた原案の修正対照表
 - 資料8 冷凍用圧力容器の溶接基準 KHKS 0301 の改正
 - 参考 技術基準整備3ヶ年計画（平成29～31年度）

5. 挨拶等

開会にあたり、弊会高圧ガス部の小山田部長代理より挨拶があった。続いて、事務局より冷凍空調規格委員会委員 13 名の紹介を行った後、全ての委員（13 名）に出席いただいております、定足数（委員数の過半数以上）を満足している旨の報告を行った。

次に、委員長の互選を行い、功刀委員が委員長に選任された。また、功刀委員長より、小口委員が副委員長に指名された。

6. 議案

(1) 前回議事録（案）の確認について

事務局から資料 2 の議事録（案）について、事前に送付し、確認いただいていることから、通読を省略する旨の説明を行った。説明後、以下の質疑応答があった。

- ・ 3 ページの(5)の最初の質疑応答において、NECO ガスを施設基準の適用範囲に含めないのかという質問に対し、施設基準では冷媒ガスを特定していると回答しているが、回答の意図は NECO ガスが特定された冷媒ガスの中に含まれていないということか。

→そのとおりである。当該施設基準において、適用範囲は表 1 に定める冷媒ガスとしており、NECO ガスは表 1 に定める冷媒ガスに含まれていないということである。

- ・ 3 ページの(5)の 2 番目の質疑応答において、LFL 等の必要なデータを揃えれば、NECO ガスも施設基準に含められるのかという質問に対し、必要なデータが揃っていればいいというわけではないと回答しているが、将来の計画はあるのか。

→将来の計画は未定である。

- ・ 委員の提案により検討することも可能ということなのか。

→可能である。

この後、資料 2 を前回議事録とすることについて、挙手による採決を行い、出席委員全員（13 名）の賛成により可決された。

(2) 技術基準策定手順書の変更について

事務局から資料 3 から資料 3-3 までに基づき、技術基準策定手順書の変更について説明を行った。

当該議案に関する質疑はなく、資料 3-3 を技術基準策定手順書とすることについて、挙手による採決を行い、出席委員全員（13 名）の賛成により可決された。

(3) 技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 30～32 年度）（案）について

事務局から資料 4 に基づき、技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 30～32 年度）（案）について説明を行った。（当該議案は、個々の基準についてご審議いただいた後に、冷凍空調規格委員会における技術基準 3 ヶ年計画とすることについての承認をいただくことにした。）

(4) 保安検査基準（KHKS 0850-4）及び定期自主検査指針（KHKS 1850-4）のこれまでの改正作業と新たな改正について

事務局から資料 5 に基づき、保安検査基準及び定期自主検査指針の改正に係るこれまでの経緯と今後の見直しについて説明を行った。以下の質疑応答があった。

- ・改正した保安検査基準を保安検査告示に指定するにあたり、なぜ省令改正も必要になるのか。

→省令別表第二に規定されている保安検査の方法を削除しなければならないためである。

- ・改正スケジュールに 8 月末までコメント受付とあるが、これは、委員が職場等に意見を伺い、その意見を集約して事務局に提出すればよいということなのか。

→そのとおりである。

この後、改正スケジュールのとおり手続きを進めることについて挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成（13 名）により可決された。

事務局より、補足として、意見の対応次第では12月に実施予定の書面投票を前倒しで実施する旨の説明を行った。

(5) 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-1 及び KHKS 0302-2) の改正について

事務局から資料6に基づき、当該基準の改正手続きが完了した旨の報告を行った。当該議案に関する質疑はなかった。

(6) 冷凍空調装置の施設基準 KHKS 0302-3 の改正及び KHKS 0302-5 の作成について

事務局から資料7から資料7-2までにに基づき、当該基準の見直し案等について説明を行った。以下の質疑応答があった。

- ・分科会で再検討することも選択肢としてあるのか。
→当該基準の見直し案に関する意見の状況によっては、分科会で再検討する選択肢もある。その場合、スケジュールが後ろ倒しになることもご理解いただきたい。
- ・意見に対する事務局の見解について、意見を提出した委員から事前に承諾を得ているのか。
→事前に承諾を得ていない。
- ・施設基準 KHKS 0302-5 が JRA GL-20:2016 よりも厳しい基準になるのであれば、JRA GL-20:2016 の内容を再検討する必要があるのではないか。
→施設基準が JRA GL-20:2016 よりも厳しい基準になっても、JRA GL-20:2016 は、冷凍保安基準検討委員会において、機能性基準に適合していると認められ、例示基準相当の基準となったことから、再検討の必要はないと考える。なお、冷凍保安基準検討委員会は、より厳しい基準とするかどうかについて検討する機関ではない。

以上の質疑応答の後、分科会委員にも改正案に関する意見を 8 月末まで伺うこととし、いただく意見の内容を踏まえ今後の対応を検討することとなった。

また、改正・作成スケジュールのとおり手続きを進めることについて、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成（13 名）により可決された。

（7）冷凍用圧力容器の溶接基準 KHKS 0301 の改正について

事務局から資料 8 に基づき、当該基準の見直しの背景等について説明を行った。以下の質疑応答があった。

・半自動溶接は主に工場で用いられるのか。

→工場で用いられている。

・分科会で議論するために、予め実態調査をするのか。

→そのとおりである。半自動溶接も溶接基準に含める方向性で考えていたが、溶接士としてのニーズがないという意見もあったため、まずは現場の実態を把握し、委員会に報告した後、分科会で原案を作成したいと考えている。

・東京都で溶接に関するデータは持ち合わせていないのか。

→持ち合わせていない。船舶で半自動溶接が用いられると思うが、大量生産する冷凍設備に用いられているかは分からないため、都でも実態を知りたい。

・溶接に起因する事故データを都では持ち合わせているのか。

→持ち合わせていないが、現場施工不良による漏えい事故が多くあるという認識はある。半自動溶接により、職人の技術伝承の負担が軽減されるのではないかと考えている。

・半自動溶接は工場で機器製造者が行い、手溶接は現場工事で工業者が行っている。半自動溶接を行う機器製造者ならまだしも、手溶接を行う工業者に冷凍の学識の知識を求めるのは敷居が高いと思う。

・冷凍機器溶接士制度は、溶接の技量があるだけで冷凍の知識を何も知ら

ない者が冷凍機器の溶接をするのは如何なものかということで、冷凍の知識を持った者を認定するもので、まずは実態を調査し、ニーズに応えたものにしたいと考えている。

- ・自動車分野等で、無資格者による実施が問題視されていることもあるので、注意を払いたい。

この後、改正スケジュールのとおり手続きを進めることについて、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成（13名）により可決された。

（8）技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）（案）について

資料4の技術基準整備3ヶ年計画（平成30～32年度）（案）を冷凍空調規格委員会における技術基準3ヶ年計画とすることについて、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成（13名）により可決された。

7. その他

次回委員会は、委員からの意見とその対応状況等を踏まえて開催する。

以上